# 地産地消推進及び物価高騰支援事業
# 配布用新米納入仕様書

（総則）

第１条　本仕様書は、地産地消推進及び物価高騰支援事業（以下、「本事業」という。）により、筑前町（以下、「発注者」という。）が全町民を対象に配布する新米の納入のため必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本事業は、町民に対し町内産の新米を配布することで、地産地消の推進による生産者と消費者の結びつきの強化、食料自給率の向上及び地域の活性化等を図るとともに、物価高騰により負担が増大している家計への負担軽減の対策を目的とする。

（納入仕様等）

第３条　納入品については、次のとおりとする。

(1)　納入品

・令和８年筑前町内産米（新米元気つくし）であること。

(2)　納入量

・１事業者あたり、最低５トン以上の納入が可能であること。

※本事業における必用総量 約 156 トン。

(3)　納入形態

・5kg 袋（紙袋不可）による。なお、発注者指定表記入りとする。

(4)　納入時期及び場所

・発注者が指定する時期及び場所とする。また、それらに対し柔軟に対応できること。

※令和８年 12 月を予定。

(5)　納入価格

・袋代、配送料を含み、1 袋当り税別 3,000 円以内で納入が見込めること。

※市場の動向により協議。

（その他）

第 4 条

(1)　本事業における配布用米の納入希望者は、筑前町内に本店、支店、店舗、自宅（個人事業の場合）があるものに限る。

(2)　納入にあたり、一度に予定量を配布できない可能性もあることから、事前に量の確認を行うこと。なお、状況に応じて引取りを含めた一時保管を依頼する場合もある。

(3)　本仕様書に記載の無い事項が発生した場合、受注者は速やかに発注者と協議するものとする。